

令和 8 事業年度 後期高齢者医療制度関係業務事業計画

令和 8 事業年度における後期高齢者医療制度関係業務の事業計画は、次のとおりとする。

1. 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）第 139 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、保険者からの後期高齢者支援金等の徴収、後期高齢者医療広域連合に対する後期高齢者交付金の交付等を行うものである。

また、同条同項第 3 号の規定に基づき、後期高齢者医療広域連合から出産育児支援金の徴収、保険者に対する出産育児交付金の交付を行うものである。

2. 下記 3 の後期高齢者交付金の交付に要する財源等に充てるため、保険者から法第 118 条第 1 項の規定による後期高齢者支援金等として、

後期高齢者支援金	7, 557, 798, 084 千円
後期高齢者関係事務費拠出金	394, 532 千円
計	7, 558, 192, 616 千円

を徴収することを予定している。

3. 法第 100 条第 1 項の規定による後期高齢者交付金として、

7, 776, 101, 371 千円

を交付することを予定している。

4. 下記 5 の交付金の交付に要する財源等に充てるため、後期高齢者医療広域連合から法第 124 条の 2 の規定による出産育児支援金として、

24, 469, 453 千円

を徴収することを予定している。

5. 法第 124 条の 4 の規定による出産育児交付金として、

24, 456, 333 千円

を交付することを予定している。